

大口町告示第97号

大口町自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の除外申請に関する要綱を次のように定める。

令和5年9月28日

大口町長 鈴木雅博

# 大口町自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の除外申請に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき提出する自衛官及び自衛官候補生（以下「自衛官等」という。）の募集事務に係る募集対象者情報からの除外申請（以下「除外申請」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において募集対象者情報とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている日本の国籍を有する住民の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報をいう。

## (除外申請の対象者)

第3条 除外申請の対象となる者は、大口町の住民基本台帳に記録されている者であって、当該年度において自衛官等の募集対象者となるものとする。

## (受付期間)

第4条 除外申請の受付期間は、当該年度の4月1日から同月末日まで（その日が大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。

2 当該年度の4月末日後に募集対象者情報の提出の求めがあったときは、前項に準じて除外申請の受付期間を別に設けるものとする。

## (除外登録の申請等)

第5条 除外申請を行う者（以下「申請者」という。）は、窓口、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により除外申請書（様式第1）を提出するものとする。

2 申請者は、本人による申請であることを証するため、次の各号に掲げるいずれ

かの本人確認書類の原本を提示する。郵便等により申請をする場合は、当該本人確認書類の写しを提出する。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 各種健康保険の被保険者証
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書
- (6) その他町長が適当と認めるもの

3 第1項の申請を代理人により行うときは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出する。

- (1) 法定代理人 除外申請の対象者の前項に掲げる本人確認書類又はその写し及び戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類（当該法定代理人が除外申請の対象者と同一世帯でない場合に限る。）
- (2) 法定代理人以外の代理人 除外申請の対象者の前項に掲げる本人確認書類又はその写し及び委任の旨を証する書面  
(除外の登録等)

第6条 町長は、除外申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該除外申請のあった対象者（以下「除外対象者」という。）を大口町自衛官等の募集対象者情報に関する除外申請登録者名簿（様式第2。以下「除外申請登録者名簿」という。）に登録し、当該年度の募集対象者情報から除外する。

2 町長は、前項の規定による登録をしたときは、当該除外対象者（申請者が法定代理人である場合は、当該法定代理人）に対し、除外登録決定通知書（様式第3）を送付する。

（除外登録の削除）

第7条 町長は、次に掲げる事由があった場合、除外対象者を除外申請登録者名簿から削除する。

- (1) 除外申請の申請日の属する年度が終了したとき。

(2) 除外対象者が大口町から転出したとき。この場合において、転入確定通知がない場合にあつては、転出届の転出異動日をもって転出したものとみなす。

(3) その他町長が特に除外対象者を除外申請登録者名簿から削除する必要があると認めたとき。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、除外申請に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 (第 5 条関係)

除外申請書

大口町長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

大口町自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の除外申請に関する要綱第 5 条の規定に基づき、  
 年度の募集対象者情報からの除外を申請します。

申請者の区分	1 対象者本人 2 法定代理人 3 法定代理人以外の代理人	
対 象 者	住 所	
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	連 絡 先	

備考 1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○をつけてください。

2 申請者の区分に応じて次の書類を提示又は提出してください。

- ・対象者本人 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、健康保険証等）
- ・法定代理人 法定代理人の本人確認書類、対象者の本人確認書類の写し、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（当該法定代理人が対象者と同一世帯の場合は不要です。）
- ・法定代理人以外の代理人 法定代理人の本人確認書類、委任の旨を証明する書類、対象者の本人確認書類の写し。
- ・郵便等により申請する場合は、本人確認書類の写しを提出してください。

3 当該除外申請を除外申請対象者名簿に登録したときは、上記の対象者（申請者が法定代理人の場合は、当該法定代理人）に通知します。

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付	名簿登録	本人等の確認書類等		
		対象者本人	法定代理人又は代理人	
		<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本等
		<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 住基確認
		<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 委任状等
		<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )



様式第3（第6条関係）

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

大口町長



除外登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあった除外申請について、大口町自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の除外申請に関する要綱第6条に基づき、年度における募集対象者情報の提供から除外することを決定しました。

（除外決定対象者）

氏 名	
生年月日	年 月 日
住 所	

また、次に掲げる事由に該当したときは、除外対象者を除外対象者名簿から削除します。

- (1) 除外申請の申請日の属する年度が終了したとき。
- (2) 除外対象者が大口町から転出したとき。（転入確定通知がない場合にあつては、転出届の転出異動日をもって転出したものとみなします。）
- (3) その他町長が特に除外対象者を除外申請登録者名簿から削除する必要があると認めたとき。